

平成30年度電気工事業立入検査結果について

関東東北産業保安監督部
電力安全課

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下、「電気工事業法」という。）第29条第1項の規定に基づく電気工事業者に対する立入検査の結果（平成30年度実施分）についてお知らせします。

1. 立入検査の目的

電気工事業法は、電気工事業を営む者の登録等とその業務の規制を行うことによって、需要家の設置する当該電気工作物による感電、電気火災等の危険及び障害の発生を防止し、もって保安の確保に資することを目的としています。

立入検査においては、その法令が遵守されていることを確認するため、電気工事業者の業務に係る帳簿・書類等を検査しています。

2. 検査対象

当監督部が所管する電気工事業者の営業所について、長期間立入検査を実施していない営業所を主とし、今年度においては15営業所に対して実施しました。

当監督部が所管する電気工事業者とは、東北地方及び関東地方において2ヶ所以上の都県に複数の営業所がある電気工事業者です。東北地方の電気工事業者については、関東地方にも営業所がある場合は当監督部が所管となり、東北地方のみの場合は東北支部が所管となります。

3. 検査実施期間

平成30年4月から平成31年3月

4. 検査事項

(1) 届出等の手続き関係（法第4条、第10条、第17条の2、第34条）

登録、通知又は届出（以下、「届出等」という。）が行われている内容（営業所の名称及び所在地、主任電気工事士の氏名等）が一致しているか。

(2) 主任電気工事士関係（法第20条）

主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理（配線図の作成及び変更の確認、検査結果の確認等）が十分であるか。

(3) 作業従事者関係（法第21条）

電気工事士等（有資格者）でない者を電気工事の作業に従事させていないか。

(4) 工事外注関係（法第22条）

請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者（電気工事業の届出等を行っていない者）に請け負わせていないか。

(5) 電気用品関係（法第23条）

電気用品安全法による表示（PSEマーク）が付されていない電気用品を電気工事に使用していないか。

(6) 備付器具関係（法第24条）

絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具（接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計等）を備えているか。

(7) 標識関係（法第25条）

営業所及び施工場所に標識が掲示されているか。また、当該標識の記載事項に誤りはないか。

(8) 帳簿関係（法第26条）

帳簿の有無又は記載事項に不足はないか。また、保存期間が守られているか。

5. 立入検査結果について

立入検査の結果、電気工事業法が遵守されていない事例が37件ありました。電気工事業者に対して指摘をした事項を下表に示し、内容について解説します。

表 平成30年度電気工事業立入検査結果
(関東東北産業保安監督部管内（東北支部実施分を除く）)

指摘事項	内容	件数
届出事項等の手続きが行われているものと一致していない ①	営業所の名称及び所在地	2
	主任電気工事士等の設置（氏名、資格等）	1
	建設業法第3条の許可番号・年月日（みなし業者のみ）	4
主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が不十分 ②	配線図の作成及び変更に係る確認	1
	一般用電気工事の検査結果の確認	1

絶縁抵抗計その他経済産業省令で定められた器具を備えていない ③	絶縁抵抗計	1
	低圧検電器	1
	高圧検電器	1
	継電器試験装置	1
	絶縁耐力試験装置	1
標識の掲示の無い又は記載事項に誤りがある ④	標識の掲示	4
	登録番号（届出先）	1
	登録（届出）の年月日	2
	営業所の名称	1
帳簿が無い（保存期間（5年）が守られてない等）又は記載事項に誤りがある ⑤	帳簿の備え付け	1
	注文者の氏名又は名称及び住所	1
	電気工事の種類及び施工場所	3
	主任電気工事士等及び作業者の氏名	2
	配線図	4
	検査結果	4

（解 説）

【届出等の手続き関係（表の①）】

電気工事業者は、届出等の事項に変更があった場合、変更の届出等の手続きを行うことと規定されておりますが、建設業許可番号更新等に係る手続きを怠っている事例が7件ありました。

【主任電気工事士関係（表の②）】

主任電気工事士の職務は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないよう一般用電気工事の作業の管理をすることと規定されておりますが、配線図の確認及び検査結果の確認を怠っている事例が2件ありました。

【備付器具関係（表の③）】

電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令（施行規

則第11条)で定められた器具を備え付けることと規定されておりますが、一部の器具が備え付けられていない事例が5件ありました。

(施行規則第11条に規定する器具)

- 1) 絶縁抵抗計
- 2) 接地抵抗計
- 3) 抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
- 4) 低圧検電器
- 5) 高圧検電器
- 6) 継電器試験装置
- 7) 絶縁耐力試験装置

※6)、7)については、必要なときに使用し得る措置(賃貸契約等)が講じられているものを含む。また、電気工事の種類が一般用電気工事のみの場合、4)～7)は必要とされていない。

【標識の掲示関係(表の④)】

電気事業者は、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、氏名又は名称等、経済産業省令(施行規則第12条)に定められた事項を記載した標識を掲示することと規定されておりますが、その標識がない事例及び記載事項が誤っている事例が8件ありました。

(施行規則第12条に規定する事項)

- 1) 氏名又は名称
- 2) 代表者の氏名(法人のみ)
- 3) 届出等の年月日
- 4) 営業所の名称
- 5) 当該営業所の業務に係る電気工事の種類(登録及びみなし登録電気事業者のみ)
- 6) 登録番号(登録電気事業者のみ)
- 7) 主任電気工事士等の氏名(登録及びみなし登録電気事業者のみ)
- 8) 届出又は通知先(通知、みなし登録及びみなし通知電気事業者のみ)

【備付帳簿関係(表の⑤)】

電気事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令(施行規則第13条)に定められた事項を記載することと定められておりますが、帳簿がない事例及び記載内容に不足がある事例が15件ありました。

(施行規則第13条に規定する事項)

- 1) 注文者の氏名又は名称及び住所

- 2) 電気工事の種類及び施工場所
- 3) 施工年月日
- 4) 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- 5) 配線図
- 6) 検査結果

6. まとめ

指摘事項のあった電気工事業者に対しては、改善報告を求めるとともに、今後は電気工事業者として電気工事業法の遵守を確実にを行うように指導しました。

電気工事業者の皆様におかれましては、今回の立入検査結果を参考に、引き続き電気工作物の保安の確保に努めていただきますようお願いいたします。

(上記内容に関するお問い合わせ先)

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 技術係

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館

電話：048-600-0387 FAX：048-601-1300